

内閣参質九六第一九号

昭和五十七年六月二十二日

内閣総理大臣 鈴木善幸

参議院議長 徳永正利殿

参議院議員藤原房雄君提出都市緑化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出都市緑化に関する質問に対する答弁書

一について

植樹保険制度は、公共工事において植栽された樹木等が一年以内に枯損した場合、干害、風水害、病虫害等による場合については保険金額の一定割合を超える損害額をてん補し、火災、落雷等による場合については損害額の全額をてん補する制度である。

本保険は、昭和五十六年七月から実施されているが、今後、制度の趣旨の周知に伴い、普及するものと考えている。

二について

(1) 地域に適した樹木の選定については、「公共用緑化樹木の品質寸法規格基準」(案)とは別にかねてから指導を行ってきたところであるが、更にその本格的実施に際して指導の徹底を図

つてまいりたい。

- (2) 優れた特性を有する都市緑化用樹木の開発を推進し、生産、流通の適正化を図ることは、特に植栽条件の苛酷な地域において緑化を推進する上で重要であると考える。このため、開発された都市緑化用樹木の新品種については、種苗法に基づく品種登録制度によりその保護を図るとともに、適正な生産、流通を確保するため、都市緑化用樹木に関する情報の収集、提供に努めるほか、地域の環境に応じた適切な樹木が植栽されるよう発注機関を指導してまいりたい。

### 三について

都市における緑化の推進については、関係省庁間の連携、協調を図りつつ、既存の各制度・施策を積極的に活用するとともに、今後とも、都市緑化に対する行政需要の増大に対応して、制度・施策及び組織体制の適正な運用が図られるよう努力してまいりたい。